

●別表：特定健康診査日程

日程	対象者		会場
	午前	午後	
6月1日(火)	金谷1～5区	杵掛、餅木、大竹、南玉	保健文化センター(3階ホール)
6月3日(木)	南今泉1区・2区	南今泉3区(南・中・竜神)	農村環境改善センター いずみの里
6月4日(金)	南今泉3区(枝川)、 北今泉(浜上・上新)	北今泉(南沙浜・中汐浜)	
6月5日(土)	北今泉(北汐浜・西汐浜)	下ヶ傍示、清水	
6月8日(火)	富田(南・北・東)	南飯塚、清名幸谷(北)	
6月9日(水)	上貝塚、清名幸谷(南)	南横川(南・北)	大網白里アリーナ (メインアリーナ) ※スリッパ等の室内履きを必ず持参してください。
6月10日(木)	北飯塚	実施なし	
6月11日(金)	柿餅、北横川	上谷新田	
9月28日(火)	木崎	星谷、わらび台	
9月29日(水)	柳 橋		保健文化センター (3階ホール)
9月30日(木)	弥 幾 野		
10月5日(火)	旧駅前、季美の森南2丁目	季美の森南1・3・4・5丁目	
10月6日(水)	南町	浜宿、新宿、新田	
10月7日(木)	笹塚、前島、長峰	小西、養安寺、堀畑、本宿、 竹の下、北の谷、道塚、宮谷	農村環境改善センター いずみの里
10月8日(金)	内谷、九北、福田、仏島	実施なし	
10月9日(土)	みどりが丘3丁目～4丁目	みどりが丘1丁目～2丁目	
10月13日(水)	北吉田、桂山、九十根、長国	細草(西北・東・南)	
10月14日(木)	細草(8区)	四天木(南高・八坂・10区・下谷)	農村環境改善センター いずみの里
10月15日(金)	四天木(殿里・日の本・ 中浜・下浜)	四天木(妙見・堀川・ 南浜原・新栄)	

※十分な新型コロナウイルス感染防止対策が取れないため、老人福祉センター「コスモス荘」および農村ふれあいセンターやまべの郷では実施しません。
※5月の指定日に受診できなかった方は個別健診を受診してください。

特定健康診査を受けましょう

特定健康診査(集団と個別)を実施します。
対象の方には、5月上旬に受診票等を送付しました。

▼対象
①40歳以上で受診時に国民健康保険に加入している方(令和3年度中に40歳になる39歳の方も受診できます)
②受診時に後期高齢者医療保険に加入している方

※人間ドック受検予定の方は受診できません。
◆集団健診
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、お住まいの地区ごとに受診できる日程を完全指定した上で、午前、午後各150人を定員の上限とします。定員に達した場合は受診できませんのでご了承ください。

集団健診を受診できなかった場合や指定日程で都合が悪い場合は個別健診を受診してください。
その他詳細は、5月上旬に



送付した受診票等に記載されていますので、必ずご確認ください。

◆費用 無料
◆日程 別表のとおり
◆同時にがん検診等も実施します

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、お住まいの地区ごとに受診できる日程を完全指定した上で、午前、午後各150人を定員の上限とします。定員に達した場合は受診できませんのでご了承ください。

集団健診を受診できなかった場合や指定日程で都合が悪い場合は個別健診を受診してください。

のでご了承ください。

◆個別健診
市内外の契約医療機関で特定健康診査を受けることができます。契約医療機関に事前にお問い合わせください。

大網病院で受ける場合のみ、がん検診も同時に受けられますが、大腸・前立腺がん検診は負担金がかかります。

▼実施期間 3月31日まで
▼費用 国保(1,000円)、後期(無料)
▼契約医療機関 市立大網病院、うじはらクリニック、駒

第三者行為による届出

交通事故や暴力行為など、第三者(加害者)の行為により治療を受ける際の費用は、加害者が負担するのが原則ですが、必要な届出をすれば国民健康保険で治療を受けることができます。その際には必ず市民課国保班に連絡し、「第三者の行為による傷病届等」を提出してください。
市民課国保班
0475(70)0334

風しんワクチン接種費用を一部助成しています

風しんの抗体価が低いと判断された方を対象に、ワクチン接種費用の一部を助成しています。
▼対象 県等が実施する風しん抗体検査を令和3年4月1日以降に受検し、抗体価が低いと判断された方
▼助成金額 麻しん風しん混合ワクチン5,000円、風しんワクチン3,000円
※生活保護の方は全額助成。※1人1回限り。

▼助成対象接種 令和3年4月1日～令和4年3月31日(木)の間に実施したワクチン接種



▼申請方法 医療機関でワクチン接種を受け、必要書類をそろえて健康増進課または郵送で申請してください。
▼申請締切 令和4年3月31日(木)(郵送必着)
健康増進課健康増進班
0475(72)8321

ねんきんナビ

「年金額を増額できます～付加年金～」

付加年金とは、一般保険料に月400円をプラスして納めると、老齢基礎年金の受給額を増額できる制度です。
※一般保険料 月額16,610円(令和3年度)
▶加入できる方=第1号被保険者(学生、自営業の方等)
※国民年金基金に加入している方や保険料の免除を受けている方は、付加年金に加入することはできません。
▶申請方法=届出用紙に必要事項を記入の上、市役所または年金事務所へ提出してください。

◆付加保険料(400円)を納めた場合の年金受給上乗せ額は「200円×付加保険料納付月数」です

-計算例-
10年間(120月)付加保険料を納めた場合
▶納付額=400円×付加保険料納付月数
400円×10年(120月)=48,000円
▶受給上乗せ額=200円×付加保険料納付月数
年額:200円×10年(120月)=24,000円
1年目:24,000円
2年目:24,000円(計48,000円)
3年目:24,000円(計72,000円)
...

納付した保険料と2年間で同額になるのでお得です

一般保険料と同様に付加保険料も前納すると割引があります。

	月払い	前納(現金・クレジット)	前納(口座振替)
6か月分	2,400円	2,380円	2,370円
1年分	4,800円	4,710円	4,700円

申・圓千葉年金事務所 043(242)6320
市民課高齢者医療年金班 0475(70)0336

柔道整復師の施術を受ける方へ

柔道整復師の施術を受けた場合、治療内容が健康保険の対象にならないケースがあります。
医療の適正な利用のため、負傷原因(いつ・どこで・何を)して、どんな症状があるのかを正確に伝えましょう。
◆対象となる治療内容
・医師や柔道整復師の判断で、急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲および捻挫で内科的原因によるものでないもの。
・骨、筋肉、関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているもの(例:日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首をひねったりして痛みがでたとき)。
◆対象とならない治療内容の例
・疲労性、慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労。
・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善が見られない長期の施術。
・保険医療機関(病院・診療所)で同じ負傷等を治療中のもの。
・労災保険が適用となる仕事や通勤途中での負傷。
市民課国保班
0475(70)0334



赤十字活動資金へのご協力を
お願いします

赤十字が行う災害時の救護活動をはじめとした、さまざまな人道活動は、皆さんから寄せていただく活動資金によって支えられています。



赤十字活動資金へのご協力をお願いします。
申・圓社会福祉課社会福祉班
0475(70)0330
日本赤十字社千葉支部
043(241)7531
https://www.chiba.jrc.or.jp/